

(1) 地域の課題整理（日頃の生活や活動から感じる福祉課題の発表）

「どのような方が...」

- 独居高齢者 ● 高齢者世帯 ● 身寄りのいない方 ● 移動手段（車）を持たない方
- 近所に商店がない方 ▲ 障がい・疾患のある方 ▲ 8050 問題世帯 ▲ 交流を拒否する方
- 育児疲れが慢性化している保護者（ひとり親・ワンオペ育児）

「どのような時に...」

- 日常の買い物・通院など ● 入院・病気の発作時 ▲ 公共交通機関の利用時 ▲ 親子間の争い
- 子どもだけの留守時

「どう困っている...」

- 移動手段が確保できない ● 日用品の入手が容易でない ● 庭木の処理ができない
- 入院時に保証人が見つからない ▲ 周囲の方の配慮不足 ▲ 近隣住民へ不安を与える
- ▲ 就労できない ▲ 生活費がない ▲ 生活状況が見えない ■ 栄養不足や学力低下 ■ 虐待

(2) 活用可能な地域資源の確認（地域内で福祉課題を解決する取り組みの発表）

「どのような方（団体）が...」

- 行政区 ● 民生委員・児童委員 ● 老人会 ● ボランティア団体 ▲ 主任児童委員
- 行政（市） ■ 社会福祉協議会 ■ 民間企業

「どのような方法で...」

- 行政区や子ども会が連携し、地域のつながりを強めている（ふれあい交流会・体験学習活動への協力）
- 民生委員・児童委員による、お楽しみ会やそばの配食の実施（サロン活動・見守り活動）
- ▲ 積極的な研修・会議への参加（児童虐待防止サポーター研修・子育て支援ネットワーク会議・育児講座・学校行事など）
- 既存のサービスを活用・充実（のりあい交通・地域支えあいサービス・病院送迎サービス・コンビニやスーパーの宅配サービスなど）

(3) 課題に対する解決策の検討（(1)・(2)をふまえた好事例の発表）

「どのような方（団体）が...」

- 民生委員・児童委員、主任児童委員 ● 老人会 ● ボランティア団体 ▲ 行政（市）
- ▲ 社会福祉協議会 ■ 民間企業（介護事業者や交通事業者など） ■ 学生

「どのような方法で...」

- 各団体の活動を通じた「リーダー的な人」や「若い担い手」を人選する
- 児童虐待防止月間の活動 ▲ 地域支えあいサービスの拡充 ■ 送迎事業の展開 ■ イベント
- 商店を中心とした移動販売 ■ 地域ごとに飲食や買い物ができる小規模店舗をつくる

「何をする...」

- 世代間の交流 ● 更なる「集いの場」や「人材」の創造 ● 虐待の早期発見
- ▲ 周知啓発活動や事業の拡充 ■ 買い物や通院の送迎 ■ 出張販売 ■ 買い物代行
- 新たなアイデアや新たな担い手の発掘

(4) 計画に定めるべき内容

周知活動

【現状】 高齢者や交通手段を持たない方は、買い物や通院などの日常生活の援助を必要としている。

【対策】 行政区や民生委員・児童委員を中心として、既存のサービス（社会福祉協議会・シルバー人材センターなど）の周知を行い、支援を求める方へ情報を届けると共に、新たな支援の仕組みを検討する。

人材確保

【現状】 地域の福祉課題に対しては、行政区、民生委員・児童委員、主任児童委員、老人会及びボランティア団体など、様々な団体が活動をしている。

【対策】 各団体の活動に参加した方とのコミュニケーションを大切にし、新たな参加者や新たな活動につなげる。

課題の共有

【現状】 地域の福祉課題を解消するためには、複数団体での連携が必要となる場合がある。

【対策】 地域福祉の推進に携わる関係団体が課題やニーズを共有する場を設け、組織や世代を超えた連携・協力の体制づくりを促進する。